

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十三号金額の欄口及び同項第百十五号金額の欄口」を「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄口及び同項第百十七号金額の欄口」に改める。